

平成29年度
新たな人権課題に対応した指導資料
「障害のある人の人権」

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課

雪

雪が降ってきた

昼ごろから雪の強さは増していった

傘をさす

雪が当たってサーツという

天気予報では明日未明まで降り続く

夜が大雪のピークだと

雪は激しく降るけれど

外はどんどん静かになる

校庭一面に大きな布団をかけたよう



県立特別支援学校埴保己一学園
中学部 1年

詩 濱田諒太郎 作

絵 河野 玲那 作

詩について

全盲の濱田さんが点字で作成したものを県立特別支援学校埴保己一学園の教員がデータ化したものです。

濱田さんは、よくニュースを聞きながら外に出て、天候を肌で感じています。濱田さんは、雪が傘に当たる感覚、天候が自分の生活に及ぼす影響などから胸がざわつきました。

雪が激しく降ることで、世の中の雑音が消えていきます。それは、頭から布団をかぶったときのような感じです。いつもは、校庭に子供たちの声が響いているけれど、校庭に大きな布団をかけたように音が消えていることを詩にしました。

絵について

弱視の河野さんは、絵を描くことが大好きです。雪が降った時、弟と遊んだ楽しい思い出をもとに、校庭でやってみたい遊びをたくさん描きました。

はじめに

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、障害のある人もない人も、全ての人が安全で快適な生活が送れるように、施設や交通機関の整備が進んでいます。

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮」の提供を求めています。

しかし、平成29年8月に内閣府が実施した「障害者に関する世論調査」によると、この法律を「知っている」と回答した人は、21.9%でした。その一方で、「世の中には障害のある人に対して差別や偏見がある」との回答が83.9%ありました。

今後は、障害のある人もない人も社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会こそが当たり前というノーマライゼーションの考え方を広く社会に定着させていく必要があります。

今回の指導資料では、テーマとして「障害のある人の人権」を取り上げました。各学校において、この指導資料を活用した授業が行われることで、児童生徒の人権意識の向上が図られ、互いを尊重し合う配慮が具体的な態度や行動につながることを期待しております。

結びに、本書の刊行にあたり、御協力いただきました作成委員及び関係者の方々に対しまして、厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課長
吉 野 雅 彦

目 次

生徒の作品

はじめに

- 1 児童生徒へのメッセージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
県立特別支援学校埴保己一学園（県立盲学校）の生徒から
- 2 小学校中学年 学級活動指導案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
題材名 「耳に障害のある友達と一緒にしりとりを楽しもう」
- 3 中学校 学級活動指導案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
題材名 「障害のある人と共に生活するために自分たちができること」
- 4 高等学校 ホームルーム指導案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
題材名 「いろいろな人の立場で考えよう」
- 5 参考資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について
 - ・埼玉県の取組
 - ・学校における合理的配慮
 - ・障害者に関する世論調査

児童生徒へのメッセージ

「出会い」

県立特別支援学校埴保己一学園
高等部普通科2年 佐野 優人



私が生きていく中で大切だと思うことは「出会い」です。そう考えるようになったのは、視覚障害になりさまざまな人や新しいことに出会い人生が変わったからです。

中学2年生の冬、大好きな野球をしているときに、視力が急激に落ちてきたことに気づきボールを追えなくなりました。大好きな野球を失い、途方にくれている中、「さまざまな出会い」というものが私を変えてくれました。友達や家族、先生のサポートをもらい、多くの優しさを知ることができました。そして、眼に障害があっても自由に動くことのできるゴールボールというスポーツにも出会うことができ、再び夢中になれるものを見つけることができました。

生きていく中で一つ一つの出会いは、生きる力に変わります。出会いこそ、好きなことや夢中になれること、信頼できる友達を多くつくれることへのスタートラインだと、私は思っています。

私が一番皆さんに伝えたいことは「さまざまな出会いを大切にしてほしい」ということです。それが生きていく力と自信になるからです。



「知ることは目標」

県立特別支援学校埴保己一学園
高等部普通科3年 金子 和也



私は、パラリンピック種目ゴールボールの男子日本代表として活動しています。ゴールボールを知ることによって目標ができ私は変わりました。

小学4年生の時、レーベル視神経症を発症し急激に視力が低下しました。そのため、大好きだった野球ができなくなりました。氣力を失った私に母が勧めてくれたのが「パラリンピアン発掘事業」でした。それが、ゴールボールとの出会いです。仲間と思いきり体を動かす楽しさと、勝利に向かう強い気持ちをチームで共有する一体感にワクワクしました。野球と同じくらい熱中できるスポーツを見つけたのです。

ゴールボールというスポーツを知ることによって、新しい目標が生まれました。2017年には、リトアニア遠征で銅メダルを獲得しました。また、ドバイ2017アジアユースパラゲームズでは、キャプテンとしてチームを統括する緊張を経験しました。現在は2020年の東京パラリンピック金メダル獲得を目標に練習に励んでいます。

「知ることは目標につながる」これが、私が一番伝えたいことです。私は、ゴールボールと盲学校を知り、自ら新たな一歩を踏み出せました。だから、皆さんも困っている人がいたら、なんとかしてあげたいという気持ちを態度にして見せてください。そのことで、立ち直ったり、夢が見つかったりすると思います。



※ 国においては、「特別支援教育の生涯学習化」の推進を目指し、障害のある方々が、生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるように取組が進められようとしています。

1 小学校中学年 学級活動指導案

1 題材 「耳に障害のある友達と一緒にしりとりを楽しもう」

内容 (2) イ よりよい人間関係の形成

2 題材設定の理由

障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現を目指し、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、学校教育においても一人一人に応じた合理的配慮の提供が求められている。障害のある児童が、他の児童と平等に教育を受けられるように、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等を理解し合えるように話し合い、何ができるのか、互いに考えていくことが望まれている。

そこで、本題材では、ロールプレイにより障害のある児童と同じ立場での模擬体験をすることで、互いのことを知る場面を設定した。そして、困っていることに気付いたり、「手伝って」「困っている」と言えたりする力を育てたいと考えた。障害のある児童の立場に立ち、どうすれば一緒に楽しくゲームをすることができるかについて児童同士で考え、互いに関わり合いながら解決することで、共に学び、共に育とうとする児童を育成したいと考え、本題材を設定した。

3 指導のねらい

話し合い活動やロールプレイを通して、相手の思いに気づき、相手の立場に立って考え、行動できるようにする。

4 評価規準 (平成31年度までの観点を示しています)

集団活動や生活への 関心・意欲・態度	集団の一員としての 思考・判断・実践	集団活動や生活についての 知識・理解
ロールプレイを通して、障害のある人の思いに気づき、共に行動しようとしている。	障害のある人を理解し、状況に応じて支援できる方法を考え、実践している。	相手の立場に立って考え、行動する大切さについて理解している。

5 人権教育上のねらい (障害のある人)

障害のある人が日常生活で感じている思いに気づき、障害のある人と共に生活しようとする態度や心情を育てる。

6 人権教育上の視点

- (1) 障害を理由とした差別が法律で禁止されていることを理解している。 (知識)
- (2) ロールプレイで障害による参加制限を体験することで、障害のある人の思いに気づき、障害のある人と共に生活しようとしている。 (価値・態度)

- (3) 様々なコミュニケーションの方法があることに気付き、相手に応じた方法を使うことができる。(技能)

7 展開

◎人権教育上の配慮

段階	学習活動 ・予想される児童の反応	・指導上の留意点 ☆目指す児童の姿（観点）【評価方法】	資料等	時間
導入	<p>1 パラリンピック等の写真を見せ、「障害（者）」について知っていることを発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手足が不自由。 ・目が見えない。 ・耳が聞こえない。 ・車いすを使っている人がいる。 ・盲導犬を連れている人がいる。 <p>2 障害のある人の参加制限やその理由について考える。 (→参加制限、※理由例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手足が不自由である。 →自由に行動できない。 ※段差があるから。 ・目が見えない。 →読むことができない。 →見ることができない。 ※視覚情報しかないから。 ・耳が聞こえない。 →話している内容が分からない。 →会話ができない。 ※話し言葉だけを使っているから。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パラリンピック等の写真を見ることで、障害のある人について想起し、学習への意欲をもてるようにする。 ・知的な障害や、情緒的な障害については学級の児童の実態に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・障害があることによる不自由さや困難さを考えることで、参加制限について理解できるようにする。 ・障害のあることによってなぜ参加制限があるのかも考えられるように助言する。 	写真1 写真2 写真3	5分

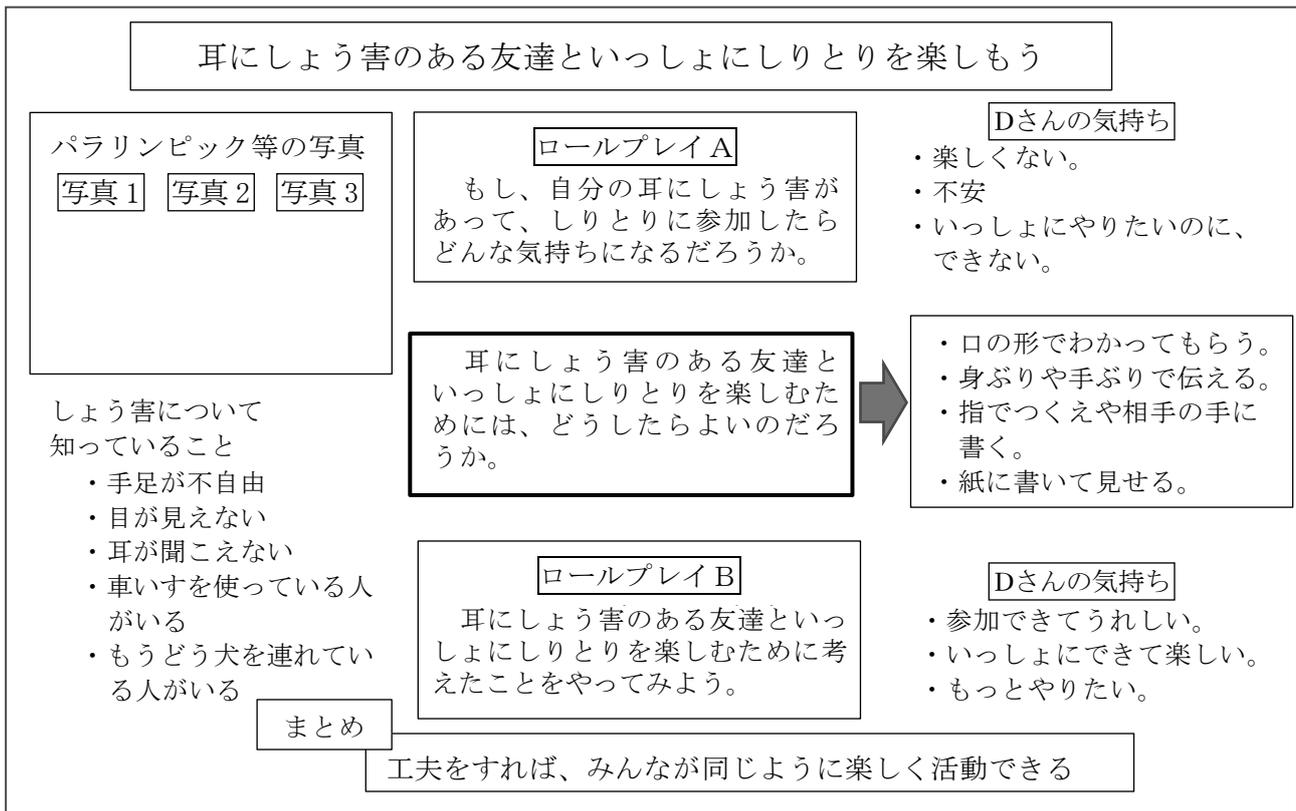
展 開	3 本時の課題を知る。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人がみんなと同じように生活するためにどうしたらよいか考えることを確認する。 	30 分
	耳にしょう害のある友達といっしょにしりとりを楽しもう。		
	4 ロールプレイAを行う。		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> ロールプレイA </div> <p>「もし、自分の耳にしょう害があって、しりとりに参加したらどんな気持ちになるだろうか。」</p> <p>児童A：りんご 児童B：ゴリラ 児童C：ラッパ 児童D：(だまっている) ※児童Dを自分と考える</p>		
	5 児童D（耳に障害のある児童）の気持ちを発表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・全員が児童D（耳に障害のある児童）の役を体験できるように、4人程度のグループを作る。 ・ロールプレイを通して、聴覚障害のある人の気持ちを考えられるようにする。 ・自分のこととして考えられるように、児童Dの気持ちを発表させる。 	
	6 耳に障害のある友達と一緒にしりとりを楽しむために、どうしたらよいかを考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害のある人がしりとりに参加できるようにする方法をグループで話し合う。 ・障害のある人を助けてあげようという視点ではなく、一緒に楽しむためにどうするかを話し合うようにする。 	

展	<ul style="list-style-type: none"> ・紙に書いてみせるのはどうだろう。 ・手話を使う。 <p>7 話し合ったことをもとにロールプレイ B を行う。</p>		
		<p>ロールプレイ B</p> <p>「耳にしょう害のある友達といっしょにしりとりを楽しむために考えたことをやってみよう。」</p> <p>(例) 児童 A : 紙に書いて D さんに見せるね。 (それぞれのグループで話し合ったやり方を確認する。)</p> <p>児童 A : りんご 児童 B : ゴリラ 児童 C : ラッパ 児童 D : 紙にパジャマと書いてみんなに見せる。</p>	
開	<p>8 児童 D の気持ちを書いて、共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加できてうれしい。 ・一緒にできて楽しい。 ・もっとやりたい。 ・楽しくなったよ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の考えを実践することができるように、しりとりが書ける用紙やペンを用意しておく。 ・机間巡視をし、ロールプレイ B のねらいとずれているグループには、ねらいにそった活動ができるように助言する。 ・ロールプレイ A とロールプレイ B の体験を比較した感想をワークシートに書き、学級全体で共有できるようにする。 <p>◎ロールプレイ体験を通して、気付いたことや感じたことを学級全体で共有することで、様々なコミュニケーションの方法があることに気付き、相手に応じた方法を実践できるようにする。 (技能)</p> <p>☆障害のある人を理解し、状況に応じて支援できる方法を考え、実践している。 (思考・判断・実践) 【記述・ロールプレイの様子】</p>	ワークシート1

<p style="text-align: center;">展 開</p>	<p>9 障害者差別解消法について知る。</p>	<p>◎平成28年4月1日からいわゆる「障害者差別解消法」が施行され、障害を理由とした差別が法律で禁止されていることを押さえる。 (知識)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の発達の段階から「合理的配慮の提供」という言葉の意味には深入りしないが、本時の活動が合理的配慮の提供の考え方につながることに触れる。 ・ 障害のある人も合理的配慮の提供によって、障害のない人と同じように生活できることに気付けるようにする。 ・ 聴覚障害のある人とコミュニケーションを取る方法として手話があることに触れる。 <p>◎「障害のある人もない人も、みんなと一緒に楽しく生活できるようにするための法律であること」を押さえる。 (知識)</p>		
<p style="text-align: center;">終 末</p>	<p>10 本時の学習をふり返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害があっても、少し工夫すればみんなと同じように楽しめることが分かった。 ・ しりとりだけでなく、他の遊びも考えたい。 ・ 障害がある人も、みんなと一緒に楽しみたいという思いは、同じだと分かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本時の学習をふり返り、ワークシートに気付いたことや考えたことを記入することで、自己を見つめられるようにする。 ・ 学級全体で共有できるように、気付いたことや考えたことを発表する場を設ける。 <p>◎児童の気付きや考えを共感的に受け止めることで、障害のある人と共に生活しようとする態度を育む。 (価値・態度)</p>	<p>ワークシート1</p>	<p>10分</p>

終 末	<p>☆ロールプレイを通して、障害のある人の思いに気付き、共に生活しようとしている。 (関心・意欲・態度)【発言・記述】</p> <p>☆相手の立場に立って考え、行動する大切さについて理解している。 (知識・理解)【発言・記述】</p> <p>・ 障害の有無に関わらず、少しの工夫でみんなが楽しむことができたことを伝え、児童の視野を広げられるようにする。</p>
--------	---

8 板書計画



9 添付資料

ワークシート1 いっしょにやろう P.8

写真1 安達 阿記子 選手 (ゴールボール) 提供: リーラス株式会社 P.9

写真2 岸 光太郎 選手 (ウィルチェアラグビー) 提供: 株式会社つなひろワールド P.9

写真3 高桑 早生 選手 (陸上競技) 提供: エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社 P.9

いっしょにやろう

年 組 番 名前

☆かだい

--

① ロールプレイAで、Dさんの役をやったときの感想を書きましょう。

② 耳にしょう害のある友達といっしょにしりとりを楽しむためには、どうしたらよいか考えましょう。また、その理由も書きましょう。

どうする	
理由	

③ ロールプレイBで、Dさんの役をやったときの感想を書きましょう。

☆今日の授業で気がついたことや考えたことを書きましょう。

写真1



リーフラス株式会社 提供

あだち あきこ
安達 阿記子 選手 (ゴールボール)

1983年生まれ

埼玉県所沢市在住

リーフラス株式会社所属

黄斑変性症を14歳の時に右目、20歳の時に左目に発症し、視覚障害になる。

主な経歴

2008年 北京パラリンピック出場

2012年 ロンドンパラリンピック女子団体 金メダル

2016年 リオデジャネイロパラリンピック出場

写真2



株式会社つなひろワールド 提供

きし こうたろう
岸 光太郎 選手 (ウィルチェアラグビー)

1971年生まれ

埼玉県さいたま市出身 埼玉県熊谷市在住

A X E (アックス) 所属

大学生の時に事故で頸髄を損傷し、下半身不随となる。

主な経歴

2012年 ロンドンパラリンピック 4位

2016年 リオデジャネイロパラリンピック 銅メダル
彩の国スポーツ功労賞 受賞

写真3



エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社 提供

たかくわ さき
高桑 早生 選手 (陸上競技)

1992年生まれ

埼玉県熊谷市出身

エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社所属

小学6年生で骨肉種を発症し、中学1年生で左足膝下を切断する。

主な経歴

2012年 ロンドンパラリンピック 100m 7位 200m 7位

2016年 リオデジャネイロパラリンピック 100m 8位 200m 7位 走幅跳 5位

2017年 世界パラ陸上選手権大会ロンドン2017 走幅跳 5位

※ カラー写真は、人権教育課ホームページに掲載されています。
なお、本授業実践に係る使用以外での写真使用はできません。

2 中学校 学級活動指導案

- 1 題材 「障害のある人と共に生活するために自分たちができること」
内容（2）ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成

2 題材設定の理由

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月に施行され、1年が経った。しかし、この1年間に障害のある人や家族から法務省に寄せられた差別に関する訴えのうち、人権侵犯事件として救済手続きが行われた件数が286件（「平成28年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）～法務省の人権擁護機関の取組～」より）に上るなど、法律の浸透は十分であるとは言い難い。

本題材では、障害のある人もない人も同じ空間で同じように生活するためにはどのように考えたらよいかを話し合う。それぞれの経験や体験を踏まえ、共感的に考えられる態度を育成したい。また、他者の個性を理解し尊重し合うことが、誰もが生きやすい「共生社会の実現」につながると考え、本題材を設定した。

3 指導のねらい

様々な人の立場や状況を共感的にとらえ、共に生きていくために必要なことを考え、行動できる生徒を育成する。

4 評価規準（平成32年度までの観点を示しています）

集団活動や生活への 関心・意欲・態度	集団や社会の一員としての 思考・判断・実践	集団活動や生活についての 知識・理解
共に生きる社会を営む上で他者の個性を理解し、互いに尊重し合いながら豊かな人間関係を育んでいこうとしている。	共に生きる社会を実現するため、他者の個性を理解し尊重している。	共に生きる社会のために必要な事柄を話し合い、合理的配慮の提供について理解している。

5 人権教育上のねらい（障害のある人）

障害のある人の人権を尊重し、共に生きようと考え行動することができる。

6 人権教育上の視点

- (1) 障害のある人の人権を尊重するための合理的配慮の提供について理解している。
(知識)
- (2) 障害のある人の気持ちを想像したり、その立場に立って考えたりできる。(技能)

7 事前指導

総合的な学習の時間等で「障害のある人」について学ぶカリキュラムを実施する。

8 展開

(1) 本時のねらい

「障害のある人もない人も同じ空間で同じように生活する」ために、自分たちができることは何かを考えよう。

(2) 展開

◎人権教育上の配慮

段階	活動の内容 ・予想される生徒の反応	・指導上の留意点 ☆目指す生徒の姿(観点)【評価方法】	資料等	時間
導 入	<p>1 障害のある人にとって生活しやすい社会とは、どのような社会なのかを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道の信号が早く青になるとよい。(通学) ・板書をスマホで撮影できるとよい。(授業) ・みんながやさしい心をもつとよい。 ・いじめがない社会になるとよい。 <p>2 障害についての理解を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を想起させ、中学生として、家庭、通学、授業など場面を限定して考えさせる。 ・物の用意、場所の整備、人の接し方などで、どのような「変更」や「配慮」があるとより過ごしやすくなるかという視点をもたせる。 ・きまりやルールにとらわれず、自由な発想で考えさせる。 ・視点をもたせることが意図のため、短時間で済ませ、深くは掘り下げないようにする。 <p>・主に障害の種類について確認する。施設訪問や体験学習、事前学習を行っている場合は、それについて触れる。パラリンピックなどの社会的な話題にも触れる。</p> <p>・事前学習を行っていない場合には、資料1を配付する。</p>	資料1	5分
展 開	3 本時の課題を知る。			35分
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「障害のある人もない人も同じ空間で同じように生活する」ために、自分たちができることは何かを考えよう。 </div>			
	<p>4 障害のある人について、より生活しやすい社会を個人で考える。</p> <p>【視覚障害者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物の位置を変えない (家庭) ・声をかけ合う (家庭) ・点字ブロックの設置 (通学) ・大きな声で話しかける (通学) ・板書を読み上げる (授業) ・聞き取れるよう、余計な音を出さない (授業) <p>【聴覚障害者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筆談で意思の疎通を図る (家庭) ・光で状況を伝える (家庭) ・カーブミラーを増やす (通学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者、聴覚障害者や車いすの利用者など、それぞれの障害について具体的に考えさせる。 ・場面や障害の種類については、生徒の状況に応じて、記入できるものだけとする。 <p>◎活動2の障害についての理解の確認を生かして、その人の立場にたって共感的に考えることができるよう、机間指導や補助発問を行う。(技能)</p> <p>【机間指導・補助発問の視点】</p> <p>障害のある人と対等に関わるためには、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①障害についての理解を深めること ②コミュニケーションを図ることが重要であること ③「してあげる」「してもらおう」という 	ワークシート1	

	<ul style="list-style-type: none"> ・車の接近を知らせる (通学) ・授業に手話を取り入れる (授業) ・口を大きく動かしたり、表情を豊かにしたりする (授業) <p>【車いすの利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廊下を広くする (家庭) ・段差を無くす (家庭) ・歩道の幅を広げる (通学) ・道路を舗装する (通学) ・車いすの利用者のための机を作る (授業) ・目線を同じ高さにする (授業) 	<p>関係性ではないこと</p> <p>☆障害のある人の立場に立って考えている。 (関心・意欲・態度) 【記述】</p>		
展	<p>5 個人で考えたことについて、班で意見交換をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・班ごとに視覚障害者、聴覚障害者、車いすの利用者のいずれか1つにテーマを決め、話し合いを行う。 ・家庭、通学、授業の1つに場면을絞ってもよい。 ・障害の有無に関わらず、全ての人がやるべきことは責任をもってやらなければならないことをおさえる。 <p>☆共に生きる社会を実現するため、他者の個性を理解し様々な価値観があることを尊重している。</p> <p>(思考・判断・実践) 【記述】</p>	ワークシート2	
開	<p>6 班での話し合いの結果を発表する。</p> <p>7 障害のある人と共に生活するために大切なことは何かを考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の考えと照らし合わせながら、他の班の意見を聞くようにする。 ・状況に応じ、各班が全ての障害や場面を発表するのではなく、選択して発表してもよいことを伝える。 <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが生活しやすい社会にするために必要な考え方や価値観に気付かせる。 ・個人の活動や班での活動の意見を取り上げ、「障害のある人は弱者だから、手助けしてあげる」ではなく、「対等な立場で共に生活していくために関わっていくこと」が「共生社会」であることを伝える。 <p>◎障害のある人と対等に生活するため</p>	ホワイトボード またはA3用紙 マジック	

		には、障害についての理解を深めることや、コミュニケーションを図ることが重要であることをおさえる。 (技能)		
終末	8 社会のなかで行われている取組について知る。 9 今日の授業を振り返り、個人でワークシートにまとめを記入する。	・ユニバーサルデザインや障害者差別解消法を紹介する。 ◎ユニバーサルデザインや合理的配慮の提供は、障害の有無に関わらず、誰もが安心・安全に生活するために必要なことをおさえる。 (知識) ☆合理的配慮の提供の必要性を理解している。 (知識)【記述】	資料2 資料3	10分

9 事後指導

ワークシート2の内容を学級通信や教室掲示等でフィードバックすることで、生徒間の共有を図る。

10 板書計画

「障害のある人もない人も同じ空間で同じように生活する」ために、自分たちができることは何かを考えよう。		変更や調整＝人の接し方、物の用意や場所の整備など	
	視覚障害者	聴覚障害者	車いす利用者
家庭	※班の意見を板書する		
通学			
授業			
「障害のある人もない人も同じ空間で同じように生活する」ために、お互いを理解し合い、尊重し合うことが大切。			

11 添付資料

ワークシート1 人権学習【障害のある人との共生①】 P.14

ワークシート2 人権学習【障害のある人との共生②】 P.15

資料1 障害者のシンボルマーク（このマークを見たら心配りを！）

（埼玉県福祉部福祉政策課） P.16

資料2 「合理的配慮」を知っていますか？

（内閣府） P.16

資料3 ユニバーサルデザイン

（埼玉県県民生活部文化振興課） P.17.18

人権学習【障害のある人との共生①】

年 組 番 氏名 ()

◎次の①～③の場面で、視覚障害や聴覚障害のある人、車いすの利用者の立場に立って、それぞれどのような変更や配慮があると、より生活しやすくなるか考えましょう。

	視覚障害者	聴覚障害者	車いすの利用者
① 家庭			
② 通学			
③ 授業			

人権学習【障害のある人との共生②】

年 組 番 氏名 ()

◎班で視覚障害、聴覚障害のある人、車いすの利用者のいずれか1つをテーマに話し合い、考えを深めましょう。

自分の班での話し合いのテーマ

	班での話し合いの結果、必要であると考えられる調整、変更
① 家庭	
② 通学	
③ 授業	

◎障害のある人もない人も、同じ社会で共に生活するためには、何が大切なのか、個人としてできることは何かを文章でまとめましょう。

身体障害者標識
肢体に障害のあることを理由に免許に条件が付けられている方が運転する自動車に表示しています。

障害者のための国際シンボルマーク
様々な障害のある人々が利用できる建物、公共交通機関や施設であることを示しています。

盲人のための国際シンボルマーク
視覚障害者の安全やバリアフリーが考慮された建物、設備、機器等に表示しています。

聴覚障害者標識
聴覚障害であることを理由に免許に条件が付けられている方が運転する自動車に表示しています。

このマークを見たら 心配りを!

巨マーク
聞こえないことへの配慮を求められる場合などに使われる、聴覚障害者のマーク。

ほじょ犬
盲導犬、介助犬、聴導犬は、公共施設や公共交通機関はもちろん、デパートやスーパー、レストランなどの民間施設でも同伴できます。

ハートプラスマーク
身体内部(心臓、肺、腎臓、膀胱、直腸・小腸、肝臓及び免疫機能)に障害があることを示しています。

オストメイトマーク
人工肛門・人工膀胱を装着している人(オストメイト)のための設備があるトイレなどに表示しています。

ヘルプマーク
義足や人工関節、内部障害、難病の方など、外見から分からなくても配慮を必要としていることを知らせるマークです。

埼玉県は、「埼玉県共生社会づくり条例」と「埼玉県手話言語条例」を制定し、共生社会の実現を目指しています。

彩の国 埼玉県

出典：障害者のシンボルマーク（このマークを見たら心配りを！）（埼玉県福祉部福祉政策課）

ごう り て き はい りよ
内閣府

「合理的配慮」を知っていますか?

障害者差別解消法^(注)により、障害のある方への「合理的配慮」などが求められています!!

(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、平成28年4月1日からスタートしています。

出典：「合理的配慮」を知っていますか？（内閣府）

身のまわりにあるユニバーサルデザイン
 移動のユニバーサルデザイン
 子どもの身のまわりのユニバーサルデザイン
 高齢者のユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザイン

みんなの思いやりを形に表して、
 だれもが安心・安全に生活できる埼玉へ

暮らしの中のいろんなユニバーサルデザインについて考えてみました。

埼玉県ユニバーサルデザイン推進基本方針の概要

どうして埼玉でユニバーサルデザインを進めるのか

- ◆ 全国有数の若い県だからこそ、今後、大きな変貌を遂げることができます。
- ◆ 国際化により国籍、言葉、文化の違う県民がたくさんいます。
- ◆ 福祉のまちづくりから新たに展開してきています。
- ◆ 資源の有効活用のため、永く使える施設、物（製品）などが求められています。
- ◆ 人々の心の結びつきが強い、思いやりのある社会が求められています。

ユニバーサルデザインでねらうもの

- ◆ ユニバーサルデザインの視点で物事を考え、見直す気運を育てていきます。
- ◆ あるひととき、ある場所だけでなく、連続的に暮らしやすいまちを目指します。
- ◆ まちづくりや物（製品）づくりへの住民参加を進めます。
- ◆ 多様な個人を尊重し、住んでいる人にも訪れる人にも心地よい埼玉にします。

ユニバーサルデザインを進めるための手だて

- ◆ みんなで進めるユニバーサルデザイン（教育の推進、県民運動への発展など）
- ◆ 安全、安心して移動できる環境づくり（公共交通機関の整備、歩道の整備など）
- ◆ だれにもやさしいまちづくり（楽しめる公園の整備、安心・安全な住まいづくりなど）
- ◆ 訪れる人に配慮した施設づくり（建築物の整備、教育施設・警察施設の整備など）
- ◆ いきいき豊かな暮らしづくり（製品開発、追従のない商店整備への支援など）

QRコード

？ ユニバーサルデザインとは？

■ すべての人のためのデザインです。
 年齢、性別、能力の違いなどにかかわらず、さまざまな人に配慮して、はじめからすべての人が利用しやすいまち、施設、物（製品）、環境、サービスなどをつくらうとする考え方で。

？ バリアフリーとは違うの？

■ 目指している目標は同じです。
 バリアフリーは、生活をしていく上でのさまざまなバリア（障壁）を取り除いていこうとする考え方。ユニバーサルデザインは、さまざまな人が利用しやすいように、はじめからバリア（障壁）をつくらないようにする考え方。でも、バリアフリーもユニバーサルデザインも、すべての人が暮らしやすい社会をつくらうとしている点で、目指している目標は同じです。

？ どうしてユニバーサルデザインを進めるの？

■ 自分のためにです。
 今、すべての人が利用しやすいまち、施設、物（製品）などをつくっていくことは、自分のためにもなります。人は必ず老いていきます。また、今は健康な人でも、いつ障害を持つことになるかわかりません。そうした時のことも考えて、今から進めていく必要があります。

？ どのように進めるの？

■ 「思いやり」を形に表していくことです。
 ユニバーサルデザインは、「思いやり」を形に表していくことも言えます。県民のみならず、思いやりの心を持ち、それを形に表していくことで、だれもが自由に活動し、いきいきと豊かに生活できる社会へと近づいていきます。県では、その考え方を基本方針としてとめています。

QRコード

身のまわりにあるユニバーサルデザイン

身のまわりの中にも、ユニバーサルデザインはたくさんあります。

目びょう
 針を落としたときに上を向かず、指先に直接触れにくくなっています。また、抜くときに力がいらissen。

ペットボトル
 ペットボトルを持ち上げたときに指先が安定しやすいようにくぼみがついています。

ハサミ
 片側のハンドルが円形でないため様々な握り方ができます。また、ハンドルに厚みを持たせて手の負担を軽くしています。

消しゴム
 カドがたくさんあるので、いつでも細かな部分を消すことができます。

じゃぐち
 センサーに触れると水が出たり止まったりして、じゃぐちをまわす必要がありません。

UD ユニバーサルデザインのあれ

移動のユニバーサルデザイン

人がいきいきと豊かな生活をおくるためには、自由に移動できることが大切です。

ノンステップバス

車いすの人やお年寄りだけでなく、みんなが乗り降りするのに楽です。



ホームドア

目の不自由な人や子どもなども線路に落ちる心配がありません。



電動アシスト自転車

電気力を利用して楽にペダルをこぐことができます。



高さの違うつり革

自分にあった高さのつり革を利用することができます。



手すりが二段ある階段・スロープ

自分に適した高さの手すりを利用することができます。





これ(みんなで考えてみましょう!)

まちの中のユニバーサルデザイン

みんなが住んでいるまちの中には、どんなユニバーサルデザインがあるか探検してみよう。

自動販売機

お金の投入口が広く入れやすくなっています。また、みんなが使いやすいように最上段の飲み物は中央のボタンでも購入することができます。



付加装置付き信号機

青信号の切り替わり時間が光で確認できます。また、青信号の時間帯を音でも教えてくれます。



通行しやすい歩道

平らで歩道の幅が広いので、すれ違いやすくなっています。



段差のない入口

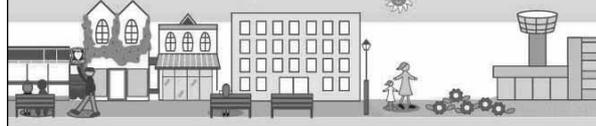
建物の入口に高い段差がないため入りやすくなっています。



使用状況がわかるトイレ

トイレのドアと他の部分が違う色になっています。また、トイレを使用していないときはドアが開いており、使用状況がすぐわかります。





施設のユニバーサルデザイン

羽田空港ターミナルのユニバーサルデザインです。

ゴミ箱

捨てやすい高さのゴミ箱で、回収袋にもイラストが描かれて分別しやすくなっています。



電話台・水飲み台

車いすを利用する人や子どもをはじめみんなが使いやすい高さになっています。



エレベーター

広いスペースで中の様子が確認しやすくなっています。また、音声装置がついています。足をけがしている人、ベビーカーを押している人など、みんなが楽に移動できます。



案内所

案内所が目立つように大きなサインがあります。



案内版

文字情報、点字情報、音声案内があるので、みんなが目的地にスムーズに行くことができます。





だれでもできるユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインは、物づくりやまちづくりだけでなく、一人ひとりの行動のなかで取り組むことができます。

～階段でのお手伝い～
階段を昇るのに苦労しているなど困っている人を見たら一声かけて手助けをする。

～席をゆずる～
電車、バスでお年寄りや身体の不自由な人に席をゆずる。

大丈夫ですか？ お手伝いしましょうか？



ユニバーサルデザインに配慮した社会の実現のために

埼玉県では、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、お年寄りや障害を持つ方々、これらを担う若い人など、だれもが自由に活動し、いきいきと豊かに生活できる社会を目指しています。しかし、行政の取組には、限界があります。ほんとうに暮らしやすい社会を実現するには、県民の皆さん一人ひとりが主役となって取り組むことが必要です。「思いやり」の心を持ち、日常生活のすべての行動において、「思いやり」を形に表していくことを期待します。

みんなで協力しあって、暮らしやすい埼玉県を創っていきましょう!

埼玉県県民生活部文化振興課
TEL. 048-830-2879 FAX. 048-830-4752
ホームページアドレス <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/saitamakeniversaldesign/>
e-mail: a2875-03@pref.saitama.lg.jp



この印刷物は再生紙と植物性インクを使用しています

出典：ユニバーサルデザイン（埼玉県県民生活部文化振興課）

3 高等学校 ホームルーム活動指導案

1 題材 「いろいろな人の立場で考えよう」

内容 (2) イ 自己及び他者の個性の理解と尊重

ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任

2 題材設定の理由

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」)の施行により、障害者の権利や雇用、社会的な障壁について関心が高まっている。「平成29年版 障害者白書」(内閣府)によると、身体障害者392万2千人、知的障害者74万1千人、精神障害者392万4千人と総人口における障害者の割合はおよそ6.7%と決して少なくない状況である。また、少子化に伴い学校における生徒数の減少に関わらず、特別支援学校・特別支援学級における生徒数は増加傾向にある。このような状況の中で、近年、共生社会(障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会)の実現が求められており、相手の立場に立ち物事を考える、相手の気持ちを考え行動することができる人材の育成が必要である。そのような社会の形成を担う人材を育成する機会と捉え、本題材を設定した。

3 指導のねらい

- (1) 生徒それぞれが他者を理解し、個々の違いを認め、尊重することができるようにする。
- (2) 相手の立場を理解し、相手の視点から考え、行動することができるような態度を育成する。

4 評価規準(平成33年度までの観点を示しています)

集団活動や生活への 関心・意欲・態度	集団の一員としての 思考・判断・実践	集団活動や生活についての 知識・理解
自他の考えを尊重し、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現について考えようとしている。	共生社会を実現するために、自分にできることを考え、判断し、実践しようとしている。	「障害者差別解消法」を学び、共生社会や合理的配慮の提供について理解している。

5 人権教育上のねらい(障害のある人)

「障害者差別解消法」を学び、「共生社会」や「合理的配慮の提供」について深く理解し、共生社会(障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会)を形成する一員としての自覚をもち、行動しようとする態度を育てる。

6 人権教育上の視点

- (1) 「障害者差別解消法」についての知識を獲得し、共生社会や合理的配慮の提供について理解している。 (知識)
- (2) 共生社会の実現を担う一員として、障害の有無に関わらず自らの問題として捉え、考えようとしている。 (価値・態度)
- (3) 障害のある人の立場に共感し、相手が求めていることを考えることができる。 (技能)

7 展開 (1時間扱い)

◎人権教育上の配慮

段階	学習活動 (○主な発問)	・指導上の留意点 ☆目指す生徒の姿(観点)【評価方法】	資料等	時間
導入	1 イラストを見て、何に見えるかを考え、発表する。 ○どのような絵に見えますか。	・イラストを見る焦点・角度を変えると見えるものが異なる体験をすることで、様々な視点や立場から見ることの大切さに気付くことができるようにする。	資料1	5分
展開	2 本時の課題を知る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">いろいろな人の立場で考えよう。</div>			35分
	3 人権啓発ポスター「車イス、4750日目。」のエピソードを読み、ワークシートに記入する。 ○ポスターのエピソードを読み、また店の外観を見て感じ(考え)たことを、ワークシートにまとめよう。	・ワークシートに記入することで、立場の違いによって、感じ(考え)方が異なることに気付くことができるようにする。 ◎障害のある人が抱える社会的な障壁について理解することができるように、机間指導を行う。 (知識)	資料2 ワークシート1	
展開	4 グループや全体で、車イスのエピソードの「親友」、「私」、「店の人」の立場で感じた(考えた)ことを発表する。 ○グループ内で自分の感じた(考えた)ことを発表しよう。 ○グループの意見をまとめ、代表者は発表しよう。	・グループでの意見交換や全体で発表することで、立場の違いによって、感じ(考え)方が異なることを実感できるようにする。 ☆自他の考えを尊重し、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現について考えようとしている。 (関心・意欲・態度)【発言】		

<p>展 開</p>	<p>5 「障害者差別解消法」に関するリーフレットを読み、「共生社会」、「合理的配慮の提供」について考える。</p> <p>○「共生社会」とはどのような社会なのか、リーフレットから抜き出して、ワークシートにまとめよう。</p> <p>○エピソードの場面において、「私」が提供を求めることができる「合理的配慮」と、「店の人」が求められる対応について、ワークシートにまとめよう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットを読み、ワークシートに記入することで、「共生社会」、「合理的配慮の提供」について考えられるようにする。 ※「共生社会」とは、「障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会」のことである。 ☆障害者差別解消法を学び、共生社会や合理的配慮の提供について理解している。 (知識・理解) 【記述】 ◎障害のある人の立場に共感し、相手が求めていることを考えることができるように、補助発問を行う。 (技能) 	<p>資料3 ワークシート1</p>	
<p>終 末</p>	<p>6 本時の活動を振り返り、共生社会を実現するために、自分ができる身近なことを考える。</p> <p>○共生社会の実現のために、今からあなたができること、やらなくてはならないことを、ワークシートにまとめよう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートに記入することで、共生社会を実現するために、自分ができることを考え、判断できるようにする。 ☆共生社会を実現するために、自分ができることを考え、判断し、実践しようとしている。 (思考・判断・実践) 【記述】 ◎共生社会の実現のために、障害の有無に関わらず自らの問題として捉え、考えることができるように、机間指導や補助発問を行う。 (価値・態度) 	<p>ワークシート1</p>	<p>10 分</p>

〈補足説明〉

資料2（平成27年度愛知県人権啓発ポスター「車イス、4750日目。」）の風景写真の部分にある「しわ」に注目する生徒がいるかもしれません。この「しわ」の意味について、愛知県県民生活部県民総務課人権推進室は、以下のように説明しています。

住む街の風景、登校時の風景、家の中の風景など私たちにとっては何げない風景も、その場所で人権を侵害されている方にとっては、耐えられない風景、もう見たくない風景だと考えられます。

今回のビジュアルでは、被害者が毎日目にしているこのような風景を、紙きれのようにクシャクシャに描くことで、日々の苦しみ、人権侵害の重みを強調しています。

授業においては、こうした意見を取り上げるなど、生徒の気づきを大切にすることも重要です。

8 板書計画

※ **ゴシック体**は、予想される生徒の発言等です。

課題 いろいろな人の立場で考えよう

平成27年度
愛知県人権啓発
ポスター
「車イス、
4750日目。」

◎人権啓発ポスター「車イス、4750日目。」から考えよう

- 「親友」の立場 … 「迷惑がかかる」なんてひどい言葉だ
- 「私」の立場 … 入り口の段差のために自分だけでは入れない
- 「店の人」の立場 … 人手が足りず対応できない
⇒ それぞれの立場によって、考え方が違う

◎「障害者差別解消法」について

- 「共生社会」とは ・障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会。
- 「合理的配慮の提供」について
 - ☆「障害のある人」 ・社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を求める。
(例)「入り口に段差があるので車イスを押してほしい」
 - ☆「事業者（お店の人など）」
 - ・負担が重すぎない範囲で対応に努めること。
 - ・重すぎる負担がある時でも、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めること。
(例)店内までは付添いの人に車イスを押してもらい、店内では車イスが通れるようにテーブルを動かしたり、食事のしやすい広めのテーブルを用意したりする。

◎共生社会の実現のために、今からあなたができることは

- ・「障害者差別解消法」の内容を、なるべく多くの人に伝えたい。
- ・支援を必要としている人がいた時は、率先して自分に出来る支援を行いたい。
- ・自分が事業者（店の人）の立場になった時、障害のある人の求めに対して、出来る限り対応するようにしたい。
- ・自分が店を経営するときには、入り口の段差をなくしたり、車イスが通りやすい机の配置をしたするなど、障害のある人にもない人にも居心地のよい店にしたい。

9 添付資料

ワークシート1 いろいろな人の立場で考えよう（1時間扱い用）P. 25

ワークシート2 いろいろな人の立場で考えよう（2時間扱い用）P. 26, 27

資料1 イラスト「どのような絵に見えますか」P. 28

「ルビンの壺」



「壺」
または、
「向き合った人の横顔」
に見えます。

「妻と義母」



「首飾りをつけた女性の横顔」
または、
「年老いた女性の顔」
に見えます。

資料2 平成27年度 愛知県人権啓発ポスター「車イス、4750日目。」（愛知県）P. 29

資料3 「合理的配慮」を知っていますか？（内閣府）P. 30

参考（2時間扱いの授業例）

【展開・学習活動（○主な発問）】

※ 導入・終末及び展開・指導上の留意点等は省略しています。

※ **ゴシック体**の学習活動が1時間扱いの授業と違う活動となっています。

- 1 イラストを見て、何に見えるかを、考え発表する。
- 2 本時の課題を知る。 いろいろな人の立場で考えよう
- 3 **人権啓発ポスター「車イス、4750日目。」のエピソードを読み、ワークシート2に記入する。【個人活動①】**
 - ポスターのエピソードを読み、また店の外観を見て感じたことを、ワークシートにまとめよう。
- 4 **各グループで「親友」「私」「店の人」「店の客」のそれぞれの立場で考えたことを話し合い、各グループで話し合った内容を発表する。【グループ活動①+全体発表】**

〈グループ活動①の構成〉

- Aグループ：「親友」の立場から考えるグループ
- Bグループ：「私」の立場から考えるグループ
- Cグループ：「店の人」の立場から考えるグループ
- Dグループ：「店の客」の立場から考えるグループ

- グループ内で自分の感じたこと、考えたことを発表しよう。
- グループの意見をまとめ、代表者は発表しよう。

- 5 **「障害者差別解消法」に関するリーフレットを読み、「共生社会」「合理的配慮の提供」について考える。【個人活動②】**

- 「共生社会」とはどのような社会なのか、リーフレットから抜き出して、ワークシートにまとめよう。
- 「障害のある人」が「事業者」に提供を求める「合理的配慮」とはどのようなこなのか、リーフレットから抜き出して、ワークシートにまとめよう。

各グループで話し合った内容を発表する。【グループ活動②+全体発表】

〈グループ活動①の構成〉

- A1・A2・A3・A4
- B1・B2・B3・B4
- C1・C2・C3・C4
- D1・D2・D3・D4

再構成 →

[グループ活動②の構成]

- A1・B1・C1・D1
- A2・B2・C2・D2
- A3・B3・C3・D3
- A4・B4・C4・D4

- エピソードの場面において、「私」が提供を求めることができる「合理的配慮」、「店の人」が求められる対応について話し合いましょう。
- エピソードの場面において、あなたが「親友」、「店の客」であった場合、どのような行動をとるべきか話し合いましょう。
- グループの意見をまとめ、代表者は発表しよう。

参考（2時間扱いの授業例）

【板書計画】

※ **ゴシック体**は、予想される生徒の発言等です。

※ 点線で囲まれている箇所が、1時間扱いの授業と違う活動となっています。

課題 いろいろな人の立場で考えよう

平成27年度
愛知県人権啓発
ポスター
「車イス、
4750日目。」

◎人権啓発ポスター「車イス、4750日目。」から考えよう

- 「親友」の立場 … 「迷惑がかかる」なんてひどい言葉だ
- 「私」の立場 … 入り口の段差のために自分だけでは入れない
- 「店の人」の立場 … 人手が足りず対応できない
⇒ それぞれの立場によって、考え方が違う

◎「障害者差別解消法」について

- 「共生社会」とは ・障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会。

○「合理的配慮の提供」について

- ☆「障害のある人」 ・社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を求める。
(例)「入り口に段差があるので車イスを押してほしい」

☆「事業者（お店の人など）」

- ・負担が重すぎない範囲で対応に努めること。
- ・重すぎる負担がある時でも、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めること。
(例) 店内までは付添いの人に車イスを押してもらい、店内では車イスが通れるようにテーブルを動かしたり、食事のしやすい広めのテーブルを用意したりする。

☆「周囲の人（友達・店の客等）」

- ・「事業者（店の人）」に対して、付添いをしている障害のある人への「合理的配慮の提供」を求める。
- ・車イスが通りやすいようにテーブルを動かしたり、食事のしやすい席を譲ったりするなど、自分だけでなく店内の全ての人が気持ちよく食事を楽しめるよう行動する。

◎共生社会の実現のために、今からあなたができることは

- ・「障害者差別解消法」の内容を、なるべく多くの人に伝えたい。
- ・支援を必要としている人がいた時は、率先して自分に出来る支援を行いたい。
- ・自分が事業者（店の人）の立場になった時、障害のある人の求めに対して、出来る限り対応するようにしたい。
- ・自分が店を経営するときには、入り口の段差をなくしたり、車イスが通りやすい機の配置をしたするなど、障害のある人にもない人にも居心地のよい店にしたい。

いろいろな人の立場で考えよう

年 組 番 氏名

- 1 人権啓発ポスター「車イス、4750日目。」を読んで、
○あなたがこのエピソードの「親友」だったら、どのように感じますか。

○あなたがこのエピソードの「私」だったら、どのように感じますか。

○このエピソードの「お店の人」は、なぜこのようなことを言ったと思いますか。
- 2 「共生社会」とはどのような社会なのか、リーフレットから書き出してみましょう。
- 3 このエピソードの場面において、
○「私」が提供を求めることができる「合理的配慮」とは、どのようなことですか。

○「お店の人」に求められる対応とは、どのようなことですか。
- 4 共生社会の実現のために、今からあなたができること、やらなくてはならないことは何だと思いますか。

いろいろな人の立場で考えよう

年 組 番 氏名

1 人権啓発ポスター「車イス、4750日目。」を読んで、

○あなたがこのエピソードの「親友」だったら、どのように感じますか。

○あなたがこのエピソードの「私」だったら、どのように感じますか。

○このエピソードの「お店の人」は、なぜこのようなことを言ったと思いますか。

2 「共生社会」とはどのような社会なのか、リーフレットから書き出してみよう。

3 「障害のある人」が「事業者」に提供を求める「合理的配慮」とはどのようなことなのか、リーフレットから書き出してみよう。

4 このエピソードの場面において、

○「私」が提供を求めることができる「合理的配慮」とは、具体的にどのようなことですか。

○「お店の人」に求められる対応とは、具体的にどのようなことですか。

○あなたが、「親友」や「お店の客」の場合、どのようなことをすべきですか。

5 共生社会の実現のために、今からあなたができること、やらなくてはならないことは何だと思いますか。

どのような絵に見えますか

資料 1



「ルビンの壺」
エドガー・J・ルビン (1887 - 1962)



「妻と義母」
ウィリアム・E・ヒル (1886 - 1951)



車イス、 4750日目。

久しぶりに親友とランチに行きました。

おいしいパスタが食べたいと言ったら、

親友がおすすめのところに

連れていってくれました。

でもそのお店には、入れませんでした。

まわりのお客さんに

迷惑がかかると言われました。

親友はすごく怒っていました。

そして私に何度も何度も、

謝っていました。

私が車イスでなければ、

きっと今日は、

楽しい一日になっていたなと思いました。

今日も、

人が苦しんでいる。

人が苦しめている。

障がいのある人の人権問題を、ともに考えよう。

内閣府

ごう り てき はい りよ

「合理的配慮」を知っていますか？

障害者差別解消法[※]により、障害のある方への「合理的配慮」などが求められています！！

（注）正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、平成28年4月1日からスタートしています。

きょうせいしゃかい じつげん

「共生社会」の実現のために

障害のあるなしにかかわらず、すべての命は同じように大切であり、かけがえないものです。ひとりひとりの命の重さは、障害のあるなしによって、少しも変わることはありません。

このような「当たり前」の価値観を、改めて、社会全体で共有していくことが何よりも大切です。

こうした取組の一步一步の積み重ねが、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現へとつながっていきます。

この「障害者差別解消法」では、障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

この法律を進めることで、障害のある人となない人が実際に接し、関わり合う機会が増えると思います。こうした機会を通じ、障害のある人となない人が、お互いに理解し合っていくことが、「共生社会」の実現にとって大きな意味をもちます。

このリーフレットを通じて、ひとりでも多くの方に、新しい一歩を踏み出していただくことを願っています。

しょうがいしゃさべつかいしょうぼう

障害者差別解消法では何が求められるのですか？

ふとうさべつてきとりあつか

不当な差別的取扱いを禁止されています！

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得よう努めることが大切です。

ごうりてきはいりよ

「合理的配慮」の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき[※]に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。

※ 悪徳（手紙を盗む）、高学、拡大文字、盲録、装飾を示すことや身振りなどのサインによる合図、紙幣など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

たいしょう しょうがいしゃ

対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳を持っていることだけではありません。身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や気分感情障害のある人も含まれます）、その他の心や体のほたらきに障害（健常）に起因する障害も含まれます。障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な困難を受けている人すべてが対象です（障害児も含まれます）。

たいしょう じぎょうしゃ

対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちをいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

ごうりてきはいりよ

合理的配慮が求められています！

合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得よう努めることが大切です。たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内してほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法をさがすなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

ごうりてきはいりよ

合理的配慮が求められています！

合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得よう努めることが大切です。たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内してほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法をさがすなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

出典：「合理的配慮」を知っていますか？（内閣府）

参考資料編

1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について

この法律は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としており、平成28年4月1日に施行されました。

この法律では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮」の提供が求められています。

2 埼玉県取組

- (1) 埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例（平成28年4月1日施行）

障害を理由とする差別を解消するとともに、障害のある人もない人も共生する社会の実現を目指して制定されました。

- (2) 埼玉県手話言語条例（平成28年4月1日施行）

手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の人が手話によって心を通わせ、お互いを尊重し共生できる社会の実現を目指して制定されました。

※上記の条例のリーフレット、条文は埼玉県ホームページに掲載されています。

3 学校における合理的配慮

- (1) 学校における合理的配慮とは

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使するために、

- ①学校の設置者及び学校が必要かつ適切な変更・調整を行うこと。
- ②障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。
- ③学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

- (2) 「合理的配慮」と「個別の教育支援計画」について

- ・「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものである。
- ・検討の前提として、設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該児童生徒の状態把握を行う。
- ・設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について合意形成を図った上で決定し、提供する。
- ・個別の教育支援計画に明記していく。個別の指導計画にも活用していく。

- (3) 学校における合理的配慮の決定

「合理的配慮」の決定に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制的、財政的をも勘案

し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。その際、現在必要とされている「合理的配慮」とは何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、関係者間の共通理解を図る。

※合理的配慮の提供に際して、必要な範囲で保護者等の協力を求めることは、必ずしも否定されるものではないが「例えば、設置者及び学校が、学校における保護者の待機を安易に求めるなど、保護者に過度の対応を求めることは適切ではない。」とされており、このことを踏まえ、適切に検討することが必要。

(4) 合理的配慮の例

①視覚障害

- ・教科書、教材、図書等の拡大版及び点字版の確保 など

②聴覚障害

- ・FM式補聴器などの補聴環境の整備 など

③知的障害

- ・生活訓練室や日常生活用具、作業室等の確保
- ・漢字の読みなどに対する補完的な対応 など

④肢体不自由

- ・医療的ケアが必要な児童生徒がいる場合の部屋や設備の確保
- ・障害の状態に応じた給食の提供 など

⑤病弱・身体虚弱

- ・入院等により授業に参加できなかった時間の学習内容の補完 など

⑥LD、ADHD、自閉症等の発達障害

- ・クールダウンするための小部屋の確保
- ・口頭による指導だけでなく、板書、メモ等による情報揭示 など

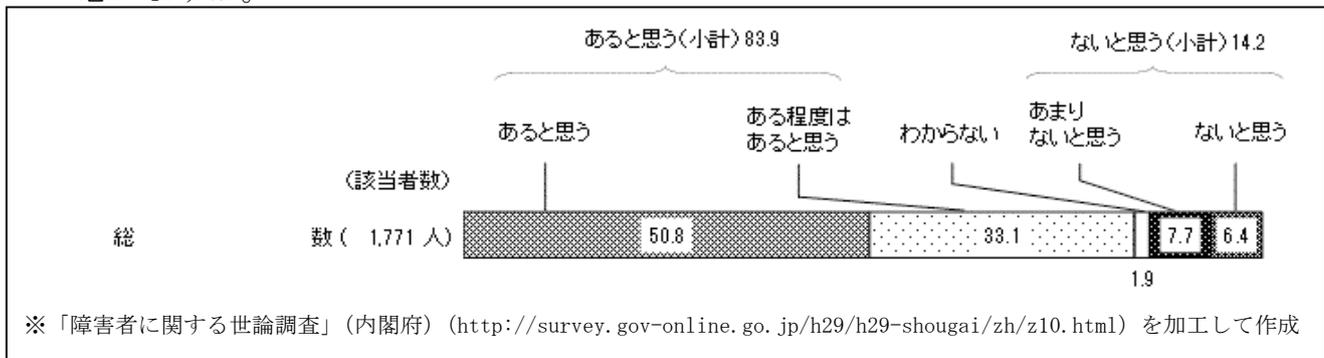
出典：「特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第3回配付資料）」（文部科学省）

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1297377.htm)

4 障害者に関する世論調査（平成29年8月調査 内閣府）

(1) 差別や偏見の有無

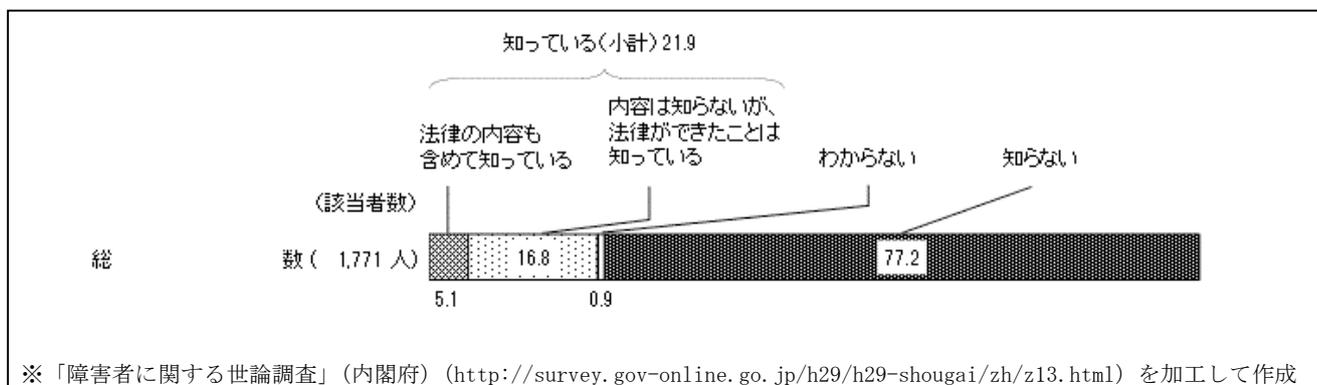
あなたは、世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。



※「障害者に関する世論調査」（内閣府）(<http://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-shougai/zh/z10.html>) を加工して作成

(2) 障害者差別解消法の周知度

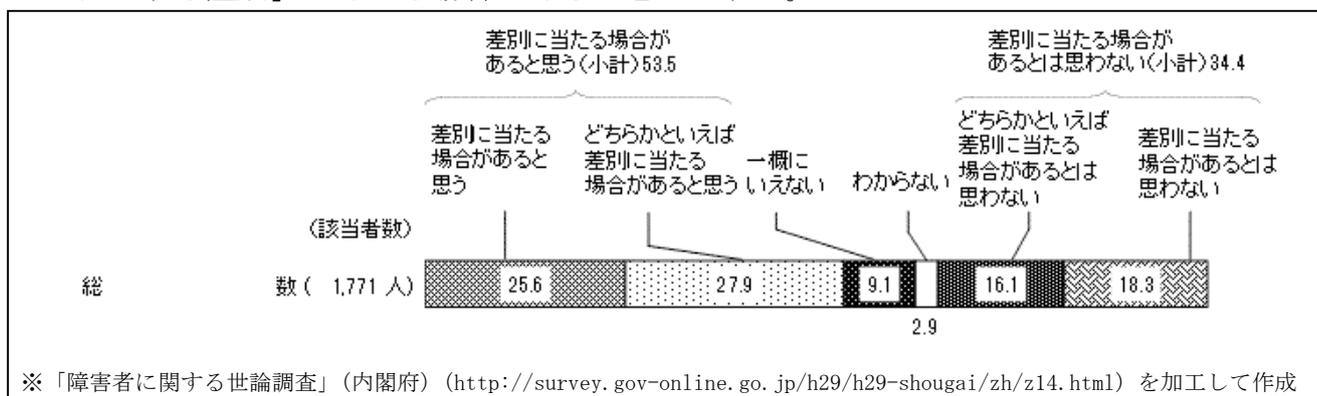
障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会づくりを目指すため、平成28年4月からいわゆる「障害者差別解消法」が施行されています。あなたは、この法律を知っていますか。



(3) 合理的な配慮と差別について

障害のある人とない人が同じように生活するためには、例えば、受付窓口で耳の不自由な方に筆談で対応したり、商店で高い棚にある商品を店員が代わりに取ってあげたりするなど、さまざまな配慮や工夫が必要になることがあります。

あなたは、もし、こうした配慮や工夫が行われなかったとしたら、それが「障害を理由とする差別」にあたる場合があると思いますか。



○用語解説

不当な差別的取扱い・・・正当な理由なく障害があることを理由にサービスなどの提供を拒否したり、障害のない人には付けない条件を付けたりすること。

合理的配慮の提供・・・障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

共生社会・・・障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会のこと。

平成29年度新たな人権課題に対応した指導資料作成委員会委員

平	野	功	飯能市立富士見小学校校長	〈委員長〉
渡	辺	訓次	伊奈町立南中学校教頭	〈副委員長〉
小	林	俊介	横瀬町立横瀬中学校教諭	
清	水	郁	吉川市立美南小学校教諭	
清	徳	史雄	県立八潮高等学校教諭	
関	口	美代	川口市立元郷小学校教諭	
増	野	誉浩	県立熊谷西高等学校教諭	
簗	輪	真由美	深谷市立岡部西小学校教諭	
縦	木	薫	毛呂山町立毛呂山中学校教諭	

〈事務局〉

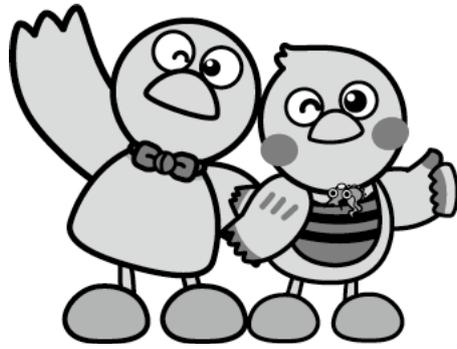
樋	口	貴子	県教育局市町村支援部人権教育課指導主事
今	成	健	県教育局市町村支援部人権教育課指導主事
堀		拓雄	県教育局市町村支援部人権教育課指導主事

平成29年度
新たな人権課題に対応した指導資料

発行年月 平成30年3月

発行・連絡先 埼玉県教育局市町村支援部人権教育課
さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話 048-830-6895

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/f2218/>



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」